

災害時における安否不明者等の氏名等公表実施要領

令和6年3月19日

鳥取県危機管理部

この要領は、災害による多数の行方不明者及び安否不明者（以下「安否不明者等」という。）並びに死者が生じた場合において、救出・救助活動の迅速化等を図るため氏名等情報の収集及び公表を行うに当たり、基本的な考え方やその実施方法を定めるものである。

なお、災害時における個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）」等に基づき適切に実施するものとし、必要に応じて、国が示した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（令和5年3月内閣府（防災担当）作成）」に準拠して対応するものとする。

1 定義

本要領における用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、異常気象現象、大規模火事、爆発、放射性物質の大量の放出、船舶沈没等の大規模事故等）をいう。
- (2) 死者 災害が原因で死亡し死体を確認した者又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者。
- (3) 行方不明者 災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
- (4) 安否不明者 災害が発生した地域で所在不明となっている者（行方不明者を除く）。

2 基本的な考え方

- (1) 発災当初の72時間は人命救助において極めて重要な時間帯であり、災害状況を踏まえ安否不明者等の救出・救助活動の迅速化に資すると判断される場合は、安否不明者等の氏名等の情報収集及び公表について速やかに判断し、実施する。
- (2) 個人情報の活用においては、個人の権利利益を不当に侵害することの無いよう留意する必要があることから、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者に十分な配慮を行う。
- (3) 死者に関する情報の公表については、死者の尊厳が社会の基礎であることを踏まえ、公益性や遺族の同意等を考慮して実施を判断する。

3 対象とする災害

災害の発生により多数の安否不明者等及び死者が生じ、安否不明者等及び死者に係る氏名等の情報を公表することで救出・救助活動の迅速化に資するなど公益上の必要があると判断される場合を本要領の対象とする。

4 情報の収集及び共有

(1) 情報取扱事務

県は、災害発生時に、必要に応じて安否不明者等及び死者に係る情報を収集する。

ア 名称

災害時の安否不明者等及び死者リスト作成事務

イ 情報の利用目的

安否不明者等の救出・救助活動の効率化・円滑化のため、市町村、救出・救助関係機関との共有及び公表による安否不明者等の範囲の絞込みを行う。

死者の公表により二次災害の防止等公益に資する。

ウ 収集する情報

災害発生箇所に居住又は滞在していたことが想定される者のうち安否不明者等及び死者に関する次に掲げる情報。

- ①氏名（漢字・フリガナ）
- ②住所
- ③年齢又は生年月日
- ④性別
- ⑤住民基本台帳閲覧制限及び所在情報秘匿事由等の有無
- ⑥安否確認の状況
- ⑦被災した地域（場所）
- ⑧滞在場所（災害発生地域に居住しない者のみ）
- ⑨その他救出・救助に関する情報

エ 情報の収集・共有先

市町村、救出・救助関係機関（県内消防局、警察、自衛隊、海上保安庁、その他関係機関）、宿泊・滞在施設

（２）収集及び共有の手順

ア 情報の収集

- ①県は、災害が発生し、安否不明者等の氏名等情報の共有により救出・救助活動の迅速化が図られると判断した場合、災害発生箇所を明らかにして、市町村に対して、当該災害発生箇所の範囲内に居住又は滞在したことが想定される安否不明者等及び死者の情報を照会する。
- ②県は、宿泊・滞在施設が被災し、当該施設利用者に安否不明者等又は死者がいる可能性があることを覚知したときは、市町村に施設滞在者の情報を照会する。
なお、市町村で情報把握が困難な場合等は、市町村と調整の上、県が宿泊・滞在施設等へ施設滞在者の情報を照会する。
- ③市町村は確認した情報に基づき情報提供リスト（様式第1号）を作成し、県へ提出するものとする。

イ 情報の共有

- ①県は、アにより収集した情報を照合・整理して情報共有リスト（様式第2号）を作成し、市町村及び救出・救助関係機関と共有する。
- ②市町村及び救出・救助関係機関は、情報共有リストについて修正・更新が必要になった場合は都度、県へ連絡するものとし、県は必要に応じて当該リストを更新し、改めて市町村及び救出・救助関係機関と共有するものとする。
- ③県は、市町村及び救出・救助関係機関に対し、情報共有リスト（様式第2号）に掲載されている者の安否確認及び死亡等の状況を定期的に照会し、その結果をもって当該リストの情報を更新し、市町村及び救出・救助関係機関と共有する。

ウ 情報の管理

安否不明者等及び死者に係る情報の提供及び共有にあたっては、原則として電子メールで行うこととし、添付ファイルにはパスワードを設定するなどのセキュリティ対策を行うとともに、共有した情報は当該救出・救助業務の管理者及び担当者のみ閲覧する取扱いとする。

5 公表

（１）安否不明者等

ア 公表の基準

県は、災害の発生により多数の安否不明者等が生じたとき、市町村及び救出・救助関係機関から意見を聴いた上で、安否不明者等の氏名等の情報を公表することにより救出・救助活動の迅速化が図られると判断した場合は、当該情報を公表する。その際、人命救助の迅速化を優先し、個人情報保護法上第三者である家族の同意は確認しない。

イ 公表の対象

公表は、情報共有リスト（様式第2号）に掲載された者のうち、次に掲げる事項に該当しない者について行う。

なお、氏名等の公表後に、上記事由に該当する者であることを把握した者については、その時点から非公表とする。

- ①死者又は安否・居所が確認できた者
- ②住民基本台帳の閲覧制限がある者

- ③所在情報秘匿事由（警察や地方公共団体の相談機関へDVやストーカー行為等について相談をしていた等）がある者
- ④住民基本台帳閲覧制限又は所在情報秘匿事由等の有無が未確認の者
- ⑤その他、氏名等を公表することにより本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがある等の特段の事情がある者

(2) 死者

ア 公表基準

死者については、報道機関から氏名等の公表に係る要請があるなど社会的関心が強く、氏名等を公表することに公益上の必要があると認められる場合において、遺族の同意がある場合に公表する。

また、県は、公表の判断にあたり、市町村及び救出・救助関係機関から意見を聴くものとする。

<公益上の必要があると認められる場合の例>

- ・現地の通信が途絶する状況において、公表により死者の関係者が死亡の事実を知ることによって遺族への支援等の行動を起こしやすくなる
- ・余震が続く等、引き続き災害が発生する可能性がある中、死者の関係者が安否確認のために現地入りして二次災害に巻き込まれることを防ぐことにつながる

イ 公表対象

(ア) 公表は、情報共有リスト（様式第2号）に掲載された死者のうち、次の事項に該当していない者について行う。

- ①遺族の同意が無い者
- ②住民基本台帳閲覧制限又は所在情報秘匿事由があることが確認された者又は未確認の者
- ③その他本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがある特段の事情がある者

(イ) 公表にあたって遺族や市町村の意向等を総合的に勘案し、警察や市町村と調整の上、氏名等を公表することが適当でないと判断される場合は、個人が特定されない範囲で死者の情報の一部を公表する。

(ウ) 公表後に氏名等を公表することが適当でないことを把握した場合は、その時点から氏名等の個人を識別できる情報を非公表とする。

(エ) 安否不明者等として公表した者の死亡が判明した場合は、公表したリストからその者の情報を削除するものとし、必要に応じてアの公表基準に基づき死者として公表する。

(3) 公表の手順

ア 一時滞在者に係る住民基本台帳閲覧制限の有無の確認

県は、安否不明者等に被災市町村以外の市区町村の住民登録者がいる場合、被災市町村に対し、当該安否不明者等の住民登録地の市区町村に対する住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認を依頼し、その結果をもって情報共有リスト（様式第2号）の情報を更新する。

なお、市町村で対応が困難な場合は、市町村と調整の上、県が確認を行う。

イ 情報共有リストの更新及び共有

県は、公表にあたり、市町村及び救出・救助関係機関に対し、「情報共有リスト（様式第2号）」に掲載されている者の安否確認及び死亡等の状況を改めて照会し、その結果をもって当該リストの情報を更新し、市町村及び救出・救助関係機関と共有する。

ウ 所在情報秘匿事由等の有無の確認

県は、市町村及び警察、県関係機関（福祉相談センター、各総合事務所県民福祉局、男女共同参画センター）に対し、情報共有リスト（様式第2号）に掲載されている者について、所在情報秘匿事由（DVやストーカー行為等について相談していた等）の有無について照会する。

エ 公表用リストの作成

県は、情報共有リスト（様式第2号）のうち公表対象者についてオに掲げる公表情報のみを記載した安否不明者等公表リスト（様式第3-1号）及び死者公表リスト（様式第3-2号）を作成する。

また、県は公表前に市町村及び救出・救助関係機関に安否不明者等公表リスト（様式第3-1号）及び死者公表リスト（様式第3-2号）の確認を依頼することとし、市町村及び救出・救助関係機関は当該リストを速やかに確認し、修正等が必要な場合は、県へ報告する。

オ 公表する項目

公表にあたっては、以下に掲げる情報を公表する。

- ①氏名（漢字・フリガナ）
- ②住所（町名又は大字名まで）
- ③年齢（又は年代）
- ④性別

カ 公表

（ア）実施主体

原則、県災害対策本部が公表する。ただし、局所的な災害である等の事情により市町村から公表することが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、市町村による公表を調整する。

（イ）実施方法

安否情報の受付窓口の連絡先を示した上で、次に掲げる方法により公表する。県（市町村）は氏名等の公表を行った場合は、市町村（県）にその旨を連絡するものとする。

- ①記者会見
- ②報道機関への資料提供
- ③ホームページへの掲載

（ウ）実施の時期

①早期の救助範囲の限定等を行うため、安否不明者等公表リスト（様式第3-1号）及び死者公表リスト（様式第3-2号）の作成後、速やかに公表を行うよう努めるものとし、公表した情報は適時、更新する。

また、救出・救助活動等が終了したときは公表を終了し、ホームページの掲載情報を削除する。

②一時滞在者については、住民登録地の市区町村に住民基本台帳の閲覧等制限の有無を確認する必要がある等、公表可否の判断に時間を要する場合も考えられるが、その場合は、公表可能な者から段階的に公表する等の対応を行うよう留意する。

（エ）広報への協力

市町村は、県が安否不明者等又は死者の氏名等を公表した時は、市町村のホームページに県のサイトのリンクを貼りつける等、広報に協力するものとする（市町村が氏名等を公表する場合は、県が広報に協力するものとする。）。

キ 安否情報等の受付

①安否情報等の受付については、原則、市町村において行うよう調整する。ただし、市町村において対応が困難な場合や、複数の市町村で安否不明者等が発生し、県で一元的に受付を行うことが効率的である等の特段の事情がある場合は県において実施する。

②市町村は、安否情報等を受け、情報共有リスト（様式第2号）の掲載者の情報が更新されたときは、随時、県に報告し、県は当該報告及び県が安否情報を受付けた場合はその情報を踏まえて当該リストを更新し、市町村及び救出・救助関係機関と共有する。

③県は、情報共有リスト（様式第2号）を更新したことにより、公表済みの安否不明者等公表リスト（様式第3-1号）及び死者公表リスト（様式第3-2号）の更新が必要になった場合は随時、当該リストを更新し、公表する。

6 その他

（1）この要項は、市町村及び救出・救助関係機関が自らの責任において独自に安否不明者等の氏名等を公表することを妨げるものではない。

（2）災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については、法令等の規定に基づき別途取り扱うこととする。

【参考】関連法令等

個人情報保護法<抜粋>

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 略
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 略
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五～七 略

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利

用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

災害対策基本法<抜粋>

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二～十 略

第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

災害対策基本法施行規則<抜粋>

（安否情報の提供等）

第八条の三 法第八十六条の十五第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者（以下この条において「照会者」という。）は、都道府県知事又は市町村長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

二 照会に係る被災者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

三 照会をする理由

2 照会者は、前項の規定により明らかにした同項第一号に掲げる事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該照会者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める方法によることができる。

3 第一項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

一 照会者が当該照会に係る被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合 照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

二 照会者が当該照会に係る被災者の親族（前号に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合 照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況

三 照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合 照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

4 前項の規定にかかわらず、第一項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該照会に係る被災者

が照会に際しその提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令和5年3月内閣府（防災担当））〈抜粋〉

第1章 本指針の趣旨等

1-3 本指針の基本的な考え方

本指針においては、以下の2点を基本的な方針としている。

- ・ 発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべきであること。
- ・ 一方で、個人情報の活用においては、個人情報保護法や災害対策基本法に則り、個人の権利利益を保護する必要があること。例えば配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には十分な配慮が必要であること。

第3章 防災分野における事例ごとの対応方針

事例8：安否不明者の氏名等の公表

【事例のポイント】

第1 安否不明者の名簿の公表を利用目的として特定している場合

都道府県は、市町村から安否不明者(26)の名簿の提供を受けるときに、人命救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には安否不明者の氏名等を公表する旨を利用目的に含めておけば、利用目的内として公表できる（個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項）。

このため、人命救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には安否不明者の氏名等を公表することを、利用目的に含めることが望ましい。

26 本指針における「安否不明者」とは、行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者）となる疑いのある者をいう

第2 安否不明者の名簿の公表を利用目的として特定していなかった場合

人命救助活動を効率化・円滑化するため、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、人命第一の観点から、その緊急性等に鑑み、安否不明者の氏名等の公表を行うことができると判断し得る。（「特別の理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第4号）に該当）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体における個人情報の取得、利用目的の特定、提供等について

(1) 利用目的内での利用・提供の場合

個人情報保護法第61条第1項において、行政機関等は、法令（条例を含む。）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有できるとされている。また、同項の規定により、「行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない」とされている（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）5-1）。

したがって、本来、安否不明者の氏名等の公表に係る事務においても、あらかじめ、安否不明者の氏名等の公表を想定した利用目的について検討しておくことが必要である。

市町村において、その防災部局が被災地における安否不明者の確認の目的のために住民基本台帳を利用することは、住民基本台帳法第1条の規定のとおり、住民基本台帳の利用目的の範囲内である。(28) その際、防災部局が当該目的のために住民基本台帳の情報を利用するのかについて、住民基本台帳の担当部局が確認した上で、住民基本台帳の情報を共有することになる。

28 住民基本台帳の情報は、当該市町村が自団体の住民に関する事務の処理の基礎として用いるものであるため、他組織が利用することを前提とした目的は認められない。したがって、市町村の防災部局が都道府県による安否不明者の氏名等の公表を前提とする目的のために住民基本台帳を利用することはできない。ただし、防災部局が被害情報や住民基本台帳の情報等をもとに作成する安否不明者のリストについては、都道府県による安否不明者の氏名等の公表を前提とする利用目的を定めることは可能である。

また、防災部局が被害情報や住民基本台帳の情報等をもとに作成する安否不明者のリストは、新規に作成するものであり、同リストの利用目的の特定の際に、都道府県への同リストの提供を利用目的の一つとして定めておくと、利用目的内の提供として、都道府県への提供が可能となる（参考：P. 62 事例9被災した可能性のある方の名簿提供）。

都道府県においては、市町村から安否不明者のリストを入手するにあたり、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者の絞り込みが必要である場合において安否不明者の氏名等を公表することを利用目的の一つとして定めておくと、利用目的内の提供として、都道府県による公表が可能である。

(2) 利用目的以外の目的による利用・提供の場合

上記(1)のとおりに対応が基本であるが、仮に、地方公共団体が安否不明者の氏名等の公表を想定した利用目的を特定していなかった場合においても、個人情報保護法第69条第2項の規定のとおり、同項第4号「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる限り（同項ただし書）、利用目的外の利用及び提供をすることができることから、安否不明者の氏名等の公表が可能となる。

この点、地方公共団体による安否不明者の氏名等の公表について、災害状況（災害の種類・規模、要救助者の生命・身体に対する重大な危険の切迫性等）を踏まえて、人の生命・身体の保護のため、救助活動を効率化・円滑化すべく、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、人命第一の観点から、救助活動の公益性及び緊急性に鑑み、同号の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」と認められ得る。救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められない例としては、安否情報が明らかな場合（被災したことは明らかであるが、発見できずに所在不明となっている者等。）や、発災後長時間が経過し救助の可能性がない場合がある。公表後においても、時間の経過を踏まえ、救助活動の終了時期等も考慮しつつ、公表の終了時期を検討すべきであることに留意が必要である。

なお、公表に向けた準備段階における安否不明者に係る個人情報の地方公共団体内部での利用や他の地方公共団体の機関への提供については、当初の利用目的の範囲外である場合でも、上記のとおり人の生命・身体の保護のため、救助活動を効率化・円滑化すべく、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号により、安否不明者の氏名等の公表に係る事務に必要な限度で可能である。

(3) 本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止（DV被害者等への配慮）

安否不明者の氏名等を公表するにあたり、個人情報保護法第63条の規定により、地方公共団体の機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、また、個人情報保護法第69条第2項各号による利用目的外の利用・提供が可能である場合であっても、同項ただし書の規定により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは公表を行えない。

例えば、安否不明者が配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であって、所在情報を秘匿している場合、その氏名や住所等を公表すると、安否不明者本人やその家族の生命や身体が危険にさらされる可能性がある。

したがって、所在情報を秘匿する必要がある者の情報が公表されることがないように、各安否不明者について住民基本台帳の閲覧等制限（※）が措置されていないことを市町村において事前に確認し、措置されている場合には公表対象から除くことが必要である。その際、他の市町村に住民登録をしている者については、当該登録地の市町村に確認することとなる。

なお、住民基本台帳の閲覧等制限がない場合においても、安否不明者が警察や地方公共団体の相談機関へDVやストーカー行為等について相談をしていた等、所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者を公表対象から除くことが必要である。(29)

※ 「住民基本台帳事務処理要領」（総務省）に基づき、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、市町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む。）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む。）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する。）措置を講じることができる。

29 安否不明者の氏名等の公表により安否不明者本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握している者がいる場合に、その者が地方公共団体に対して公表対象から除くよう申出をしやすい環境づくりとして、

公表の可否に関する考え方や公表のプロセスをHPへ掲載する等し、公表により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は申し出るよう、周知しておくことが考えられる。

(4) その他運用上の留意点

① 公表する個人情報の範囲

安否不明者の氏名等の公表を行うにあたり、安否不明者とされている本人やその知人が当該安否不明者と識別するために必要な範囲において個人情報を公表可能である。実際の運用においては、地方公共団体において、(ア) 氏名、(イ) 住所（市町村名又は町名・大字名まで）、(ウ) 年齢又は年代、(エ) 性別のうち、当該安否不明者と識別するために必要な情報の範囲を判断して公表することになる。その結果として、当該安否不明者と識別するに足りる場合は、従来の一部の地方公共団体の運用のとおり、(ア) (イ) を公表し、(ウ) 年齢又は年代や (エ) 性別を非公表とする判断も可能である。

なお、(イ) 住所の公表に当たっては、住居を特定できると空き巣等を誘発するおそれがあることから(30)、市町村名又は町名・大字名までにとどめる等の配慮をすることが必要である。その際、市町村名又は町名・大字名までのいずれが適当かについては、地方公共団体において、市町村の規模等に応じて、個人の特定に必要な情報の範囲を判断することとなる。

30 住所の公表により、個人情報保護法第63条「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ」や同第69条第2項ただし書「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれ」が生じ得る。

② 一時滞在者が安否不明である場合

本事例は安否不明者が被災地域の住民であるケースだが、旅行者等の一時滞在者についても、滞在施設や家族・知人等から、所在が不明であるとして情報提供があり得ることに留意しておく必要がある。

なお、個人情報取扱事業者（滞在施設等）から地方公共団体への個人データの提供は、法第27条第1項により原則として本人の同意が必要であるが、同項第2号により、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人の同意を得ないで、提供可能である。また、地方公共団体側においては、滞在施設等から情報を取得する際、最終的に安否不明者の氏名等の公表に至ることを想定して目的を特定しておくことが必要である。

また、一時滞在者については、住民登録地の市町村に住民基本台帳の閲覧等制限の有無を確認する必要がある等、公表可否の判断に時間を要する場合も考えられるが、その場合には、住民等の公表可能な対象者から段階的に公表することが望ましい。

③ 家族の同意の取扱い

安否不明者の氏名等の公表にあたり、これまで地方公共団体によっては家族の同意を条件としていたが、個人情報保護法上においては、家族は第三者であって、家族の同意の取得は不要である。したがって、救助活動に必要な場合には、家族の同意の有無を確認することなく、速やかに安否不明者の氏名等の公表を行うべきである。

なお、家族が未成年者等の法定代理人である場合には、第三者ではなく、その同意は法第69条第2項第1号の「本人の同意」として扱われるが、そもそも同項第4号に該当する場合においては、本人の同意及びこれに代わる法定代理人である家族の同意は不要である。

④ 平時からの備え

発災当初の72時間が救助活動において極めて重要な時間帯であって、地方公共団体は、必要な場合には速やかに安否不明者の氏名等を公表できるよう、平時から備えておく必要がある。

都道府県と市町村の役割分担として、両者が連携の上、都道府県が安否不明者の氏名等の公表を行い、市町村が安否情報の収集・精査を担うことが基本となる。

なお、局所的な災害である等の事情により、市町村から公表することが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、都道府県と当該市町村が調整の上、市町村から公表することも可能である。

(31)

31 市町村から公表する場合、防災部局が安否不明者のリストの利用目的を特定する際に、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者の絞り込みが必要である場合において安否不明者の氏名等を公表することを利用目的の一つとして定めておくと、利用目的内の提供として、公表が可能となる。

都道府県は、市町村や関係機関と連携の上、災害発生時の具体的なタイムラインを想定し、安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査に係る一連の手続等について、平時から整理しておくことが重要である。

また、安否不明者の氏名等の公表に当たっては住民基本台帳の情報を利用することから、住民基本台帳の担当部局が発災時に速やかに対応できるよう、発災時に対応可能な職員を確保する体制づくりや、

住民記録システムのバックアップ等、同部局における平時からの備えは重要である。